4　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）
　令和三年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。
5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）
㈠　震災復興特別交付税に充てるため、令和三年度分の地方交付税の総額に一、三二六億二、七二九万七、〇〇〇円を加算することとした。
㈡　その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。
二　地方財政法の一部改正関係
　河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるために令和二年度から令和六年度までの間に限り発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加することとした。（第三三条の五の一一関係）
三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係
　自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限の延長に伴い、自動車税減収補塡特例交付金の交付年度を令和三年度まで延長することとした。（第二条及び第三条の二関係）
四　この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（法律第九号）（国土交通省）

一　踏切道改良促進法の一部改正関係
1　国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定方法の見直し
　指定に係る五箇年の期限を定めないこととし、当該指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性等の事情を勘案して行うこととした。（第三条第一項及び第二項関係）
2　市町村長が、1の指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができることとした。（第三条第五項関係）
3　地方踏切道改良計画の作成及び提出
　1の指定に係る鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者は、国土交通大臣が指定する期日までに、地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。ただし、比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法により改良する場合にあっては、この限りでないこととした。（第四条第一項関係）
4　踏切道密接関連道路の改良
　踏切道の改良について、踏切道密接関連道路の改良を含むこととし、1の指定に係る道路管理者は、道路法の規定にかかわらず、地方踏切道改良計画に記載された、他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良を行うことができることとした。（第三条第一項及び第七条関係）
5　改良後の踏切道に係る評価の実施
　1の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道の改良を完了したときは、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならないこととした。（第一二条関係）
6　災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設
㈠　国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性等の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定することとした。（第一三条第一項関係）
㈡　㈠の指定に係る鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者は、協議により地方踏切道災害時管理方法を定め、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第一四条第一項関係）
7　地方踏切道改良協議会の協議事項の拡充
　鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に限らず、踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織することができることとした。（第一六条第一項関係）
8　補助の対象となる鉄道事業者の追加
　国及び都道府県又は市町村が、その予算の範囲内で、整備に要する費用の一部を補助することができる鉄道事業者として、災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する鉄道事業者を追加することとした。（第一九条第一項及び第二項関係）
二　道路法の一部改正関係
1　災害発生時における都道府県による市町村管理道路の代行制度の創設
　都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村からの要請に基づき、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道（当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことができることとした。（第一七条第八項関係）
2　道路と鉄道との交差部分の管理の方法
　指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、当該交差部分の管理の方法についての協議を成立させるよう努めなければならないこととし、指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法を決定することとした。（第三一条の二関係）
3　沿道区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度の創設
㈠　道路管理者は、損害予防義務に係る措置の対象となる工作物が公示された沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定することができることとし、届出対象区域の区域内において公示された工作物の設置に関する行為をしようとする者は、あらかじめ、条例等で定める事項を道路管理者に届け出なければならないこととした。（第四四条の二第一項～第三項関係）
㈡　道路管理者は、㈠の届出に係る行為に関し、必要に応じて、場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第四四条の二第六項関係）
4　防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設
㈠　国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができることとした。（第四八条の二九の二関係）
㈡　道路管理者は、防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又は制限することができることとするとともに、防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する道路外災害応急対策施設の所有者等との間で災害応急対策施設管理協定を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができることとした。（第四八条の二九の三及び第四八条の二九の五関係）
三　道路整備特別措置法の一部改正関係
1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、地方道路公社及び高速道路会社が高速道路等の道路管理者に代わって行う権限を追加することとした。（第八条第一項、第九条第一項及び第一七条第一項関係）
2　高速道路会社又は地方道路公社が維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路等と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、高速道路会社又は地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法等の規定にかかわらず、当該交差部分の管理の方法について協議し、これを成立させなければならないこととした。（第九条第六項及び第一七条第二項関係）